# 災害時における重機運転手等の派遣の協力に関する協定書

大阪市福島区役所(以下「甲」という。)と、株式会社冨島建設(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における重機運転手派遣の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るとともに、迅速な災害復旧に資するため、乙からの重機運転手の派遣協力に関する事項を定めるものとする。

## (重機運転手の協力要請)

- 第2条 災害時において、甲が重機運転手を必要とするときは、甲は乙に対し、重機運転手 の派遣について協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、または電話、電信その他の情報通信手段をもって要請し、以降速やかに文書を提出するものとする。

# (重機運転手派遣の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で重機運転手の派遣に協力するものとする。

## (重機の調達、重機運転手の作業内容等)

第4条 重機の調達は甲が行うものとする。

- 2 重機運転手の作業内容、作業場所、作業時間、作業期間等は、第2条の規定による甲から乙への要請を受け、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。
- 3 被災の状況等により、当初甲が要請した期間を延長して甲が乙への協力依頼を行う場合は、以降の作業期間については、その時点で改めて甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 前項の規定により乙が供給した役務の対価は、甲乙協議のうえ災害発生直前の適正価格をもって決定するものとする。

### (補償)

第5条 乙は、この協定に基づいて機材等の運搬業務に従事した乙の社員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、大阪市防災・減災条例第27条の例によるものとする。

#### (連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義や変更が生じた事項については、 この協定を円滑に推進するために、その都度協議を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、初年度については協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後同様の効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月31日

- 甲 大阪市福島区大開 1-8-1 大阪市福島区長
- 乙 大阪市福島区海老江 3-5-25 株式会社 冨島建設 代表取締役